

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、平成27年3月に南相馬市原町区の新居に転居した申立人らについて、平成27年5月までの水道代、食費増加分等の生活費増加分、一時立入費用及び日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、及び同X2（以下、「申立人ら」という）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、合計金30万1890円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の各期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年12月4日

（仲介委員 北澤尚登）

(別紙)

| 平成〇〇年(東)第〇号 | | | |
|----------------|------------|-----------------------|----------|
| 損害項目 | | 期間 | 金額 |
| 避難費用 | 親族への避難謝礼 | 平成26年12月1日～平成26年12月7日 | ¥20,323 |
| | ペット預け料(謝礼) | 平成26年12月1日～平成27年5月4日 | ¥51,000 |
| | 水道代 | 平成26年12月1日～平成27年5月31日 | ¥14,727 |
| | 食費増加分 | 平成26年12月1日～平成27年5月31日 | ¥20,000 |
| 一時帰宅費用 | | 平成26年12月1日～平成27年5月31日 | ¥15,840 |
| 日常生活阻害慰謝料(増額分) | 申立人X1分 | 平成26年12月7日～平成27年5月31日 | ¥180,000 |
| 和解金額 | | | ¥301,890 |